

要 望 書

全国市議会議長会は、令和８年度地方税財政対策に関する要望を別記のとおり議決いたしましたので、政府及び国会におかれましては、特段のご配慮を賜りますよう強く要望いたします。

令和７年７月

全 国 市 議 会 議 長 会
会 長 丸 子 善 弘
(山形市議会議長)

全国市議会議長会地方財政委員会
委 員 長 松 井 正 志
(豊岡市議会議長)

目 次

【第101回定期総会決議】

- 1 地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進
に関する決議…………… 1
- 2 多様な人材の市議会への参画促進及び地方議会の権能
強化に関する決議…………… 5
- 3 頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策
及び復旧・復興対策等に関する決議…………… 11

【第167回地方財政委員会議決事項】

- 1 地方税財政について…………… 19
- 2 地方債計画について…………… 24
- 3 地方公営企業について…………… 26
- 4 国庫補助負担金について…………… 27

地方税財源の充実確保及び地方創生・地方分権の推進 に関する決議

我が国は、人口減少・少子高齢化の加速やデジタル技術の進化などにより、経済・社会・地域の構造変化に拍車がかかっている状況にある。

地方自治体、とりわけ都市地域の自治体では、現下の厳しい経済・社会状況の中、新たな行政需要に適切に対応しつつ、福祉・医療サービスの充実、防災・減災対策の推進、こども・子育て政策の強化、地域の資源を生かした都市の再生や活力増進などに安定的・持続的に取り組んでいく必要がある。

よって、国においては、我が国の未来像を幅広く展望し、地方税財源の充実確保をはじめ、地方創生及び地方分権の推進、デジタル社会の実現など、地方行財政の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 令和8年度地方財政対策について

- (1) 地方創生とデジタル化、社会保障、防災・減災などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方財政の歳出の伸びを十分確保した上で、地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保を図ること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方の財源不足の補填については、本来、地方交付税の法定率の引上げにより対応すべきであり、臨時財政対策債等の特例措置に依存しないこと。

- (3) こども・子育て政策の強化に向け、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保するとともに、地方がその実情に応じて行うサービスの提供などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。

2 令和8年度税制改正について

- (1) きめ細かな行政サービスを今後も安定的に提供していくため、地方税制を拡充強化すること。その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
- (2) 個人住民税は、地方自治体にとって重要な基幹税であることから、その充実確保を図ることとし、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みとなっていることを踏まえ、政策的な税額控除を導入しないこと。
- (3) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。また、生産性の向上や賃上げの促進など、経済対策や政策的措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すること。
- (4) 自動車関係諸税の見直しに当たっては、電動車の比重が大きくなる中、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、税負担の公平性の観点から検討し、社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業など、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるようにすること。
- (5) ゴルフ場利用税について、引き続き現行制度を堅持すること。
- (6) 法人事業税について、電気・ガス供給業に係る収入金額課税の現行制度を堅持すること。

3 地方創生の推進

(1) 地方創生 2. 0 の着実な推進

新しい地方経済・生活環境創生に係る基本構想の策定に当たっては、地方の意見を十分に反映し、関係予算を安定的に確保するとともに、関連施策の拡充を図ること。

(2) 東京一極集中の是正

従来 of 地方創生関連施策によって東京圏への一極集中の流れを変えることができなかった反省を踏まえ、地方への移住や企業移転、関係人口の増加など、人の流れをつくり、過度な東京一極集中の弊害を是正するため、実効性のある施策を展開すること。

(3) 「地方創生推進費」の継続・拡充

地方財政計画における「地方創生推進費」を継続・拡充するとともに、算定に当たっては、条件不利地域や財政力の脆弱な市町村に配慮すること。

4 地方分権の推進

(1) 自治体の自主性の尊重

提案募集方式の積極的な運用を図り、国から地方への「事務・権限の移譲」と「義務付け・枠付けの緩和」を進めること。

事務・権限の移譲に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の配置については、地方の自主性を十分尊重すること。

また、義務付け・枠付けの緩和に当たっては、「従うべき基準」の原則廃止又は参酌基準化に積極的に取り組むこと。

(2) 「議会の議決」の尊重

議会の議決を不要とする提案については、二元代表制における議会の意義と権能を踏まえて、慎重に対応すること。

5 デジタル社会の実現

(1) デジタル格差の解消

地域間のデジタル格差が生じないように、5G、光ファイバ等のデジタルインフラを早期に整備するとともに、専門的なデジタル人材の計画的な育成確保を図ること。

(2) 個人の権利利益の保護

高度情報通信ネットワークの利用が個人の思想信条、表現、プライバシー等に係る情報収集の手段として用いられることのないように、個人情報等の目的外利用や第三者への提供に係る取扱いを含め、個人の権利利益の保護に必要な措置を講じること。

(3) 基幹業務システムの標準化等の安全・確実な実現

地方自治体の基幹業務システムの標準化とガバメントクラウドへの移行については、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に実現できるよう、各自治体の推進体制や進捗状況等も踏まえつつ、万全の対策を講じること。

特に、システム移行経費等に対して全額国費による補助を行う「デジタル基盤改革支援補助金」については、補助上限額の見直しを図るなど必要額を確実に措置するとともに、移行後の運用経費については、地方の負担増とならないよう配慮すること。

また、地方の情報産業の発展やこれを支える人材育成の妨げにならないよう十分配慮すること。

以上決議する。

令和7年5月20日

全国市議会議長会

多様な人材の市議会への参画促進及び地方議会の 権能強化に関する決議

地方分権が進み、市議会の果たすべき役割と責任は重要性を増している。また、社会経済の急速な構造変化を背景に、市議会には多様化する民意の集約と市政への反映が期待されている。

一方、議員の年齢構成、男女割合、職業分布など議会構成の現状が、これからの市議会に求められる使命を果たす上でふさわしいものか疑問を呈する指摘もある。

若者や女性、会社員など多様な人材の市議会への参画を促し、議会を活性化することは、多くの市議会に共通の緊要な課題である。

また、令和5年4月の統一地方選挙では、無投票当選者の割合が高まるなど、特に小規模市議会における議員のなり手不足が深刻化している。今後、人口減少の加速化や超高齢化の進展などにより、議員のなり手不足が多くのに広がるのが危惧される。多様な人材の市議会への参画を促す対策は、議員のなり手不足を克服する一助にもなると期待される。

このため、我々市議会は、各市の実情を踏まえ、主体的・持続的な議会改革を進め、それぞれ市の最高意思決定機関として、市民にとって魅力ある議会をつくる必要がある。

市議会の現状と課題について市民と双方向のコミュニケーションを深めるとともに、行政監視・政策提起能力の強化、政務活動費の適正な執行に努め、併せて社会のデジタル化に対応して議会運営の高度化・効率化を図るなど、議会に対する市民の理解と信頼の向上に取り組む。

よって、国においては、地方議会の活性化に向けて、下記事項について一体的・総合的に検討し、着実に実現されるよう強く要望する。

記

1 地方自治法改正の周知と主権者教育の推進

議会と長の二代表制から構成される地方自治の重要性に鑑み、令和5年4月の地方自治法改正により、地方公共団体の重要な意思決定を行う地方議会の役割や議員の職務等が明文化されたことについて十分に周知を図るとともに、地方議会に対する住民の理解と関心を深め、多様な人材の市議会への参画促進の一助とするため、主権者教育を一層推進すること。

また、出前講座や模擬議会など、議会自らが主体的に行う主権者教育の取組に対し支援を行うこと。

2 会社員が立候補しやすい環境の整備

今や就業者の9割を会社員等の被用者が占めており、若者や女性を含む幅広い会社員層から市議会の議員に立候補しやすい、また、議員との兼業が認められる環境を整える必要がある。

このため、立候補に伴う休暇制度や議員活動のための休暇・休職、任期満了後の復職などについて、事業主の理解を得るための取組を進めるとともに、労働基準法をはじめ労働法制の見直しを行うこと。

3 厚生年金制度への地方議会議員の加入実現

会社員等が議員に転身しても切れ目なく厚生年金の適用を受けることができ、家族の将来や老後の生活を心配することなく議員に立候補し、議員活動を続けることができる環境を整備するため、厚生年金へ地方議会議員が加入できる法整備を図ること。

4 小規模市の議員報酬の引上げ等を促進する財政支援

(議員報酬の引上げ)

小規模市議会の議員は、概して議員報酬の水準が低く、経済的に恵まれた議員は別として、兼業しなければ生計困難に陥りかねない実情にある。

一方、議会の役割が高まるに伴い、小規模市においても議員活動が年々増大、その内容も高度化・専門化し、現実には専業として活動せざるを得ない議員も多く、議員のなり手不足の一因にもなっている。

このため、住民の理解を得ながら、地域の実情に応じて生計維持が可能な水準まで議員報酬を引き上げられるよう、小規模市に対する地方財政措置の強化を図ること。

(兼業議員のための所得損失手当の創設)

小規模市では、一度に議員報酬の大幅な引上げを図ることが現実的には困難な場合が多く、当面は、会社員も兼業を前提に議員活動を行わざるを得ない。

このため、会社員と兼業する議員が休暇や休職等により雇用先から賃金カットを受けた場合、収入状況に応じ、収入減の一部を補填する所得損失手当（仮称）の創設を検討すること。

(育児手当の創設)

子育て世代の若者や女性の地方議会への参画を促進するため、育児手当の支給を可能とすること。

5 政治分野における男女共同参画の推進

「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」に基づき地方公共団体が実施する議員活動と出産・育児、介護等の両立支援のための体制整備、ハラスメント防止に係る研修の実施や相談体制の整備等の取組に対し支援を行うこと。

6 地方議会のデジタル化の促進

- (1) 本会議、委員会等のウェブサイト公開、議員に対するタブレット端末の配布、議事の自動音声翻訳、デジタル人材の育成確保など、地方議会のデジタル化への取組について技術的・財政的な支援を充実すること。
- (2) 感染症のまん延や大規模災害の発生により会議場での会議を開催すること自体が困難な場合に加え、出産・育児、介護、疾病等の事情により会議場に参集することが困難な場合についてオンラインでの出席を可能とするなど、本会議への対象拡大も含め、地方議会のオンライン開催の取組を支援すること。

7 選挙制度の見直し

統一地方選挙における統一率が低下傾向にある中で、有権者が地方自治について考え、地方選挙への関心を高め、もって多様な人材の市議会への参画に資するため、長や議員の任期の状況に配慮しつつ、年間の地方選挙をその年の1又は2の特定日に集約する仕組みを検討すること。

あわせて、便乗選挙の対象拡大、供託金の引下げや、一般市の議員の候補者を寄付金控除の対象とすることについて検討すること。

8 議会関連諸経費に対する地方財政措置の充実

- (1) 小規模市議会が、地域の実情に応じ事務局の体制を強化できるよう、小規模市の議会費に対する地方財政措置を強化すること。
- (2) 以下の事項に係る経費を中心に、市の議会費に対する地方財政措置を充実すること。
 - ① 議会内における保育スペースの設置や議会のバリアフリー化など議会関連施設の整備

- ② 議員の調査研究、政策提起能力の涵養に資する研修会の開催、議会図書室の充実（公立図書館、大学図書館等との連携を含む）
- ③ 地域における子ども議会や女性議会の開催、有識者等との連携、その他市民との双方向のコミュニケーションの強化

9 地方議会の権能強化

(1) 議長への議会招集権の付与

二元代表制の理念に則り、議会が自律的に活動を開始する制度を創設すること。

(2) 議決対象範囲の弾力化

議会の監視機能を強化するため、議決を要する「契約に係る種類・金額の要件」及び「財産の取得・処分に係る面積・金額の要件」について、各地域の実情や、議決を契約単位とすべきとする判例を踏まえ、政令で定める基準に従い条例で要件を定める現行制度を見直し、地域の実情に即した基準により条例で要件を定めることができるようにすること。

(3) 予算修正権の制約の解消

議会の政策提起機能を充実させるため、現在、長の予算提案権を侵害してはならないとされている予算修正権の制約を見直し、議会の予算に対する関与を強化すること。

(4) 再議（一般的拒否権）の対象の明確化

地方自治法第176条第1項の一般的拒否権は、否決された議決については適用することができないと解されているが、明文化されておらず、議会で否決された事件が再議に付される事例が生じている。このため、否決事件を対象外とすることを明確に規定すること。

(5) 専決処分の対象の見直し

専決処分の対象について、議会が否決（不同意）した事件を

対象外とする旨を明確に規定すること。

(6) 閉会中の委員会活動の制限の緩和

現行制度では、議会は、閉会中、その活動能力が失われ、例外的に議決により特定の事件を付託された委員会が、その付託された事件に限り活動能力が付与されている。

このため、常時活動している執行機関に対する適切な監視や、突発的な行政問題への迅速な対応に問題があることから、議会が閉会中でも委員会が活動できるよう現行制度の制限を緩和すること。

(7) 意見書の積極的な活用

全国の市議会から国会又は関係行政庁に提出された地方自治法第99条に基づく意見書については、これを調査・分析・評価し、国の政策立案に積極的に活用するとともに、その状況等を公表すること。

また、各省庁は地方議会が提出する意見書をオンラインで受理できるようにすること。

以上決議する。

令和7年5月20日

全国市議会議長会

頻発・激甚化する大規模災害等からの防災・減災対策 及び復旧・復興対策等に関する決議

近年、集中豪雨や台風、地震など様々な自然災害が頻発し、住民生活の安全・安心が脅かされる甚大な被害が発生している。昨年1月1日には、最大震度7の能登半島地震により、石川県をはじめ新潟県、富山県、福井県など広い範囲に深刻な人的・物的被害をもたらしており、被災地では復旧・復興に向け、不断の努力が重ねられている。

また、毎年のように豪雨や台風などに見舞われており、特に能登地方では、9月21日に低気圧と前線による記録的な大雨のため27河川が氾濫するとともに各地で土砂災害や冠水被害によって多数の尊い人命が失われるなど二重の災禍が発生している。こうした各種の自然災害から、国民の生命、身体及び財産を守るためには、ハード・ソフト両面から様々な防災・減災対策のより一層の推進が急務であるとともに、災害発生時の避難対策の強化や避難所の環境整備と合わせ、災害発生後の迅速な復旧・復興対策が重要な課題となっている。

よって、国においては、防災・減災対策及び復旧・復興対策等の充実強化に向け、特に下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地震・津波・火山噴火対策等の充実強化について

- (1) 国土強靱化基本法、南海トラフ地震や首都直下地震等に係る特別措置法など、災害関連諸法に基づく施策を着実に推進すること。
- (2) 地震による建築物の倒壊防止のため、建築物の耐震診断・耐震改修に係る財政支援措置や技術力の確保に関する取組の充実

強化を図ること。

- (3) 令和6年能登半島地震の教訓を活かし、復旧・復興の基軸となる道路ネットワークの機能強化に向けた支援を図ること。

2 台風・集中豪雨・豪雪対策等の充実強化について

- (1) 台風等による広域的な河川の氾濫対策のため、堤防整備や治水ダム建設など流域全体の関係者が協働する流域治水について、十分な財政措置を講じること。
- (2) 豪雪被害に係る除排雪経費の所要額の確保を図ること。また、除排雪を行う事業者の支援や住民の安全確保のための体制整備など、雪害対策の推進を図ること。

3 土石流対策の強化について

改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、規制区域指定のための基礎調査が必要となるため、地方自治体の事務負担や経費の増加に対し、負担軽減に向けた制度設計を検討するとともに、財政的及び技術的支援を積極的に講じること。

4 防災・安全に資する社会資本整備事業への支援について

- (1) 地方財政計画における緊急防災・減災事業債を恒久化するとともに、元利償還金に対する交付税措置の充実、対象事業の拡大を図ること。
- (2) 頻発・激甚化する災害への対策やインフラの老朽化対策を重点的かつ集中的に取り組むため、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に引き続き継続的・安定的に国土強靱化を推進できるよう、国土強靱化実施中期計画を早期に策定すること。
- (3) 上下水道をはじめとするインフラの防災・老朽化対策への財政支援の一層の強化を図ること。

特に、ハード・ソフトの両面で事前の予防対策から復旧・復興までを見据えた自由度の高い交付金の創設などを図るとともに、地方財政計画における公共施設等適正管理推進事業債の所要額の確保、対象事業の拡大を図ること。

- (4) 災害時の停電防止のため、送電・配電施設の強靱化、非常用電源対策の強化について、事業者とともに取組を推進すること。また、上下水道やその他ライフライン及び道路や鉄道などの各種インフラについても、一層の強靱化を図ること。
- (5) 災害ハザードエリアに居住する住民等について、安全で利便性の高い居住誘導区域等への移転を推進すること。

5 災害復旧・復興支援の充実強化について

- (1) 被災自治体の災害復旧・復興事業に対する支援の充実強化を図ること。なお、将来の災害に備え、原形復旧にとどまらず改良復旧を積極的に推進すること。
- (2) 災害復旧事業に関する国庫補助採択基準の緩和や被災した事業所施設等についても補助対象とするなど、補助対象施設の拡大を図ること。
- (3) 広域災害では、地域によって被害状況や必要な復旧・復興対策が異なることから、発生後、関係機関等が被害の全容を可及的速やかに把握できる体制とシステムの強化を図ること。
- (4) 被災者支援については、災害救助法や被災者生活再建支援法、国の個別補助制度など、趣旨の異なる支援制度が存在することから、被災者にとって分かりやすく、不公平感を招かない制度設計を行うこと。なお、被災者生活再建支援制度については、支給額の増額、適用条件の緩和など、更なる充実を検討すること。
- (5) 近年の災害の多発に鑑み、災害の事前の備えとしての地震保険や水災補償などの加入について、国において周知を図るだけ

でなく、保険料控除制度の拡充など、加入促進に向けた取組を図ること。

6 各種災害からの避難対策の強化について

- (1) 住民の速やかな避難行動を促すため、避難所について冷暖房の整備に加えプライバシーの確保や授乳室の設置など、きめ細やかな配慮が可能となるよう支援体制の充実強化を図ること。
- (2) 避難所について、感染症対策をはじめ、衛生・生活環境水準の改善が図られるよう、設備・備品の確保、医療救護体制の整備などを支援すること。
- (3) 洪水や土砂崩れなどの危険度や避難経路を住民が正しく理解し、適切に避難行動がとれるよう、ハザードマップの活用等による防災知識の普及啓発を強化し、国民全体に対する防災意識の醸成を図ること。
- (4) 地方自治体による適時適切な避難指示等の発令に資するため、災害予測システムなどの新技術の導入・運営に係る十分な財政支援措置を講じること。また、線状降水帯予測精度向上のための二重偏波気象ドップラーレーダーの設置及び迅速な地震速報や津波予警報のための多機能型地震観測装置の老朽化対策について十分な財源を確保すること。

7 消防防災体制の充実強化について

- (1) 地方自治体の消防防災体制の一層の充実を図るため、消防防災施設・設備整備に対する財政措置を拡充すること。
- (2) 地域の防災力の強化を図るため、消防団の装備の充実や団員の待遇改善等に対する財政措置を拡充すること。

8 医療救護体制の充実強化について

災害発生時に入院患者の安全の確保や被災者に対する適切な医

療を提供するため、医療機関の耐震化や医薬品・資機材の整備、医療救護に係る人材育成・確保など医療救護体制の充実強化を図ること。

９ 原子力発電所の安全・防災対策の充実強化について

東京電力福島第一原子力発電所事故の原因や対応の検証結果を踏まえ、各地の原子力発電所において万全の安全対策及び防災対策の強化を図ること。

以上決議する。

令和７年５月２０日

全国市議会議長会

1 地方税財政について

今日の地方自治体においては、急速に進行する人口減少、少子・高齢化の中、地方創生の推進をはじめ、こども・子育て政策の強化、福祉・医療サービスの充実、地域の防災・減災対策など、様々な行政課題に対する財政需要は増加の一途にある。

一方で、地方財政は、巨額の財源不足が生じる厳しい状況が続いており、継続する人件費の増加や物価高、金利の上昇等にも対応しなければならない。

住民に身近な行政サービスの担い手である地方自治体が、今後も安定的に行政サービスを提供するためには、地方税・地方交付税等の一般財源総額の充実確保が不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 重点要望事項

- (1) 社会保障関係費の増大をはじめ、地方創生やデジタル化、地域の防災・減災対策、こども・子育て政策の強化などの重要課題や人件費の増加、物価高に対応するため、地方の財政需要を適切に地方財政計画に計上し、地方税・地方交付税等の一般財源総額を増額確保すること。
- (2) 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。地方の財源不足の補填については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な見直しにより対応すべきであり、臨時財政対策債等の特例措置に依存しないこと。また、地方の固有財源である地方交付税を国の政策誘導手段として用いることは避けること。

- (3) こども・子育て政策の強化に向け、全国一律で行う施策の実施に必要な財源については、地方負担分も含めて国の責任において確実に確保するとともに、地方がその実情に応じて行うサービスの提供や施設整備などについても、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、長期的・安定的な地方財源の確保・充実を図ること。
- (4) 物価高騰に直面する生活者や事業者に必要な支援を行うことができるよう、財政措置を拡充すること。
- (5) 公共施設等適正管理推進事業については、個別施設の維持管理、更新等に係る取組が本格化することから、引き続き十分な財源を確保すること。
- (6) きめ細かな行政サービスを今後も安定的に提供していくため、地方税制を拡充強化すること。

その際、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図ること。

- (7) 固定資産税は、市町村財政を支える重要な基幹税であることから、その安定的な確保を図ること。生産性の向上や賃上げの促進などの経済対策や政策的措置は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。制度の根幹に影響する見直しは、土地・家屋・償却資産を問わず、断じて行うべきではなく、現行の特例措置は、期限の到来をもって確実に終了すること。
- (8) 自動車関係諸税の見直しに当たっては、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、税負担の公平性の観点から検討し、道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災対策など今後とも増大する地方の財政需要に対応できるよう、税財源を安定的に確保すること。

いわゆる「ガソリンの暫定税率」の廃止については、地方の減収に対する代替の恒久財源を措置するなど、安定的な財源を確保すること。

- (9) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献するとともに、地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設や液化ガス貯蔵設備等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、今後とも現行制度を堅持すること。
- (10) ゴルフ場利用税は、ゴルフ場所在市町村の特有の行政需要に対応するとともに、特に、過疎地域や中山間地域の財政力の脆弱な市町村にとって貴重な税財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

2 地方税財源の充実確保

- (1) 個人住民税については、その充実確保を図るとともに、政策的な税額控除を導入しないこと。また、応益課税の観点から広く住民が負担を分かち合う仕組みであることを踏まえ、制度のあり方を検討すること。

なお、いわゆる「103万円の壁」の更なる見直しを行う場合には、地方交付税原資の減少分も含め、代替税財源を確保すること。

法人住民税均等割についても、広く住民が地域社会の費用を分担するものであることから、税率を見直すなどの充実強化を図ること。

- (2) 利子割については、インターネット銀行の伸長等の経済社会の構造変化により、あるべき税収帰属との乖離が拡大していることから、税収帰属の適正化を図ること。

- (3) ふるさと納税制度について、地方自治体の財政に与える影響が拡大していることを踏まえ、ワンストップ特例制度を利用した場合に住民税から控除される所得税控除分相当額を地方特例交付金により全額補填するなど、健全な運用に向けた見直しを検討すること。
- (4) 地方たばこ税については、受動喫煙の防止を図るための分煙施設の整備等に積極的に取り組む必要があるとともに、地方自治体にとって貴重な一般財源であることから、地方財政に影響を及ぼすことのないよう、現行制度を堅持すること。
- (5) 基地交付金・調整交付金については、固定資産税の代替的性格及び基地関係施設が所在することによる市町村の財政需要を踏まえ交付されていることに鑑み、その所要額を確保すること。また、基地交付金の対象資産の範囲を自衛隊が使用する全資産に拡大すること。
- (6) 事業所税は、都市環境の整備を推進するための財源であることから、課税団体の範囲を拡大するとともに、税率を見直すなどの充実強化を図ることとし、制度の根幹に影響する見直しは断じて行わないこと。
- (7) 経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、法人課税に関する国内の税制を整備する場合には、地方法人課税分が含まれる点を踏まえて制度を構築すること。

3 政令指定都市・中核市・施行時特例市に対する税制上の特例措置の充実

政令指定都市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を充実すること。

また、中核市・施行時特例市については、事務配分に見合った税制上の特例措置を設けること。

4 地方税法の改正時期

地方議会において税条例改正案の審議時間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

2 地方債計画について

住民生活に関連した社会資本整備を計画的に推進するためには、地方債資金の確保が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 地方債資金の確保

地域活性化事業債等の一般単独事業債の所要額を確保すること。

2 起債対象事業の拡大等

起債対象事業の拡大や地方債充当率の引上げ、償還期限の延長等を行うこと。

3 防災・減災関連事業債の充実

緊急防災・減災事業債について、制度を恒久化するとともに、地方の実情を踏まえた対象事業の拡充や柔軟な対応を図り、財政措置を充実・強化すること。

緊急自然災害防止対策事業債について、事業期間を延長すること。

緊急浚渫推進事業債について、今後も災害を未然に防止し、安心して安全な生活ができる河川環境を保持するため、継続かつ安定的な財政支援を図ること。

4 補助災害復旧事業債の過年災分の充当率の引上げ

補助災害復旧事業債の過年災分に係る充当率を現年災分と同率とすること。

5 地方創生を総合的に支援する地方債の創設

地方創生を総合的に支援する特別な地方債を創設し、その元利償還金について交付税措置を講じること。

6 合併特例債の制度拡充等

- (1) 合併特例債の所要額を確保するとともに、元利償還金の普通交付税算入率を引き上げること。

なお、建築費単価の上昇により、所要の事業実施に支障が生じないように、適切な措置を講じること。

- (2) 建築資材等の高騰・調達困難など、過去の合併特例債の期限延長が行われた状況に匹敵する不測の事態となっていることから、残事業の着実な推進及び事業費の平準化による後年度の財政負担の軽減のため、限定的に合併特例債の適用期限を延長する措置を講じること。

7 過疎対策事業債の所要額確保

過疎対策事業債の対象事業の拡充や、ソフト分に係る発行限度額の引上げなど所要額を確保すること。

8 公的資金補償金免除繰上償還の再実施

公債費負担の縮減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、対象となる団体、資金区分、年利等の要件を緩和した上で再度実施すること。

9 元利償還金に対する地方交付税措置

地方債の元利償還金に対する地方交付税措置を確実に履行すること。

3 地方公営企業について

交通、病院、水道などの地方公営企業は、人口減少や規制緩和等により、極めて厳しい経営状況に直面している。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 公営企業繰出金等の所要額確保

地方公営企業の経営基盤を強化するため、公営企業繰出金及び公営企業債の所要額を確保すること。

2 地方公営企業に対する財政措置の充実

公営交通及び自治体病院の経営基盤を強化するため、財政措置を充実すること。

また、上下水道事業の老朽化対策及び耐震化対策等の施設整備に対する財政措置を充実すること。

3 地方公営企業の広域化等への支援

地方公営企業の事業統合・再編を含む広域化等の取組に対する支援を強化すること。

4 国庫補助負担金について

国庫補助負担金は、地方の自由度を高める観点から、国と地方の役割分担の基本に沿って改革すべきである。

特に、地方自治体の事務として、同化・定着・定型化しているものについては、廃止・一般財源化が必要不可欠である。

よって、国においては、下記事項を実現されるよう強く要望する。

記

1 国庫補助負担金の廃止等

国庫補助負担金については、国と地方の役割分担に沿って、国が責任を持って負担すべき分野を除いて廃止し、税源移譲すること。

また、国庫補助負担金に係る事務手続きの簡素化を図ること。

2 直轄事業負担金制度の抜本的見直し

国直轄事業負担金については、負担金廃止に向け、国と地方の役割分担の明確化による抜本的見直しを実現すること。